

奈良県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人松谷医院	橿原市中曾司町七五番地一	平成三十年七月二十三日
石橋整形外科	生駒市白庭台三丁目一五〇七	平成三十年九月一日
医療法人相志和診会岩間循環器内科	北葛城郡王寺町王寺二丁目七番二 三号 亀井興産ビル三階	平成三十年九月一日
牧浦歯科医院	香芝市高二八〇一	平成三十年九月一日
かりん薬局広陵店	北葛城郡広陵町大字南郷六七六一	平成三十年九月一日
ひだまり薬局大宇陀店	宇陀市大宇陀拾生一八五七〇一	平成三十年九月一日
おおひがしクリニック	北葛城郡広陵町大字南郷六七六一	平成三十年九月三日